

「若者の消費者被害の実態と対策を考えるワークショップ」報告

消費者問題特別委員会委員 菊間 龍一 (67期)

1 はじめに

2009年に法制審議会が民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当であるとの答申をして以降、成年年齢引下げの動きが具体化し、2016年9月には成年年齢引下げの施行方法（成年年齢引下げの是非ではない）に関するパブリックコメントも行われた*1。

成年年齢の引下げについては、児童福祉法や少年法などといった他の法律分野への影響があるなど多数の問題が指摘されており、日弁連及び当会からも議論のなされる当初から複数の意見書を発している*2*3。その中でも特に、当委員会としては、未成年である19歳までのものと比べて、成年になったばかりの20歳ないし20代の者を対象とする消費者被害の件数が増加する現状において、成年年齢の引下げにより「未成年者取消権」が行使できなくなることによって、18歳、19歳の消費者被害が拡大することを強く懸念している。

そこで、若者の消費者被害の実態及び成年年齢引下げに伴う具体的な問題とその対策や保護制度について具体的な議論をする必要があると考え、その第一歩として、2016年11月10日（木）に、本ワークショップを開催することとした。当日は、成年年齢の引下げによるメリット・デメリットを直接受ける学生や教職員、消費者被害の実態を把握する消費生活相談員や事業者等並びに弁護士計約50名を8班に分けて活発な討論がなされた。



2 基調報告

冒頭では、平澤慎一委員から本ワークショップの目的の説明があったのちに、国民生活センター相談情報部の小林真寿美氏及び保足和之氏から若年者の消費者トラブル・相談の状況に関する報告が行われた。同センターからの報道発表にもあるとおり*4、20歳から22歳までの若者（成年）からの相談件数は未成年者と比べて多く、その契約金額も高額になるのが現状であるとのことであった。そして、いくつかの相談事例を挙げながら、若者の消費者被害の実態に関する報告が行われた。

続いて、参加者の大学生から、大学のゼミにおいて行った成年年齢引下げの影響に関する討論の内容が報告された。同氏の報告からは、2016年6月施行の公職選挙法における選挙権者の年齢引下げに伴う社会の一員としての自覚や同法との整合性の問題、親権者等の同意を得る必要がなくなることによるメリット等がある他方で、消費者教育が未熟

* 1：民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集：<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080150>

* 2：民法の成年年齢引下げの是非についての意見書（2008年10月21日、日弁連、<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2008/081021.html>）

* 3：「民法の成年年齢の引き下げについて」に関する意見書（2009年7月30日、当会、<http://www.toben.or.jp/message/ikensyo/post-209.html>）

* 4：成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブル—さっぱり断ることも勇気！—（2016年10月27日、独立行政法人国民生活センター、http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20161027_1.html）

なままで未成年者取消権がなくなることによる消費者被害の増加の懸念があることのみならず、高校3年生の中で成年と未成年が混在することや、飲酒やたばこの規制あるいは少年法等の他の未成年者の取扱いに関する法令等への影響についても問題意識が強いことが窺われた。

3 ワークショップ

以上のような基調報告を受けたうえで、ファシリテーターの白井裕美子弁護士（第一東京弁護士会）の進行のもと、参加者を8つの班に分けて3つのテーマについてワークショップが行われた。

具体的には、以下の3つのテーマが取り上げられた。

- ① 現在の若者がどういふ現状にあり、どのような特徴があるのか。
- ② ①も踏まえ、成年年齢を引き下げることによってどのようなメリットとデメリットがあるのか。
- ③ ①②を踏まえ、成年年齢引下げに伴い若者に生じる問題点に対する対策としてどのようなことが考えられるか。

参加者は、各テーマについて、自身の思いついた事項を記載した付箋をテーブル上に広げられた模造紙に次々貼っていき、互いに意見交換をしながら新たに付箋を追加したり、グループ分けをしたり、それぞれを線で結んだりして議論を深めていった。グループ討論後、各班での議論の結果を全体で共有するために、それぞれ討論の結果の報告を行った。

例えば、ある班では、若者世代において比較的SNSやインターネットの利用が多いことから、表面的な情報あるいは強調されている都合の良い情報だけで特に商品の仕組みや危険性などを理解せずに安易に決断をしてしまうこと、また現実的に現金の動きがないことやワンクリックで簡単に取引ができてしまうために現実味がないことという現状や問題点が指摘された。そのうえで、若者の消費者被害を防ぐためには、高校などにおける消費者教育の強化が必要であることや、従来の対面販売や訪問販売だけでなく、SNSやイ

ンターネットを用いた取引に関する注意喚起が必要であるなどの議論がなされた。

またある班では、「社会における大人」の成り方について意見が交わされた。すなわち、ほとんどの者が高校を卒業するのに対して、その後は人によって就職、短大、4年制大学等と進路が異なるにもかかわらず、「社会における大人」とされる成年年齢は20歳と一律になっているために、人によって20歳という成年年齢が意味することが全く異なるという意見が示された。そのうえで、「社会における大人」の意味とそのタイミングが異なるから消費者教育が本格的に行われないのではないかと、賃貸物件や携帯電話の契約等通常の生活に必要なものについては自己判断で取引できるべきだろうが、他方で金融商品の取引についてはなお規制を維持したり、一定の講習や免許を必要とするというユニークな意見があったり、取引分野により規律の在り方を個別に検討するべきではないかという意見がそれぞれ示された。

以上に紹介した内容はほんの一部にすぎず、各テーマ20分の計60分と長くない時間ではあったにもかかわらず、いずれの班もそれぞれ特徴的で非常に充実した議論がされたようであった。

4 おわりに

本ワークショップの結果については、当会の公式ウェブサイトにおいても報告書として掲載しているため、適宜参照されたい*5。

成年年齢の引下げの是非については、現在もなお各方面において賛否両論様々な意見が示されているところであり、今後の動向は当委員会としてもまた個人の弁護士としても注視していかなければならないと考えている。

当委員会では、本ワークショップで得られた付箋一つ一つの各意見を参考にしながら、いずれ来るやもしれない成年年齢の引下げに伴う消費者被害などの防止のために、弁護士会あるいは国・公共団体がとるべき施策についてさらに検討を深めていきたいと考えている。

*5：「若者の消費者被害の実態と対策を考えるワークショップ（11/10）のお知らせ」（<http://www.toben.or.jp/know/iinkai/syuhisya/news/1110.html>）